

# 公 告

山口県計量検定所に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募（総合評価）により募集します。

令和6年12月9日

山口県計量検定所長 石丸浩久

## 1 公募概要

- (1) 設置自動販売機の種類  
飲料用自動販売機
- (2) 設置場所及び設置台数等  
別紙設置内容一覧表のとおり
- (3) 設置期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで  
ただし、設置期間の満了前であっても、山口県が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、行政財産使用許可を取り消し、原状回復させることがある。  
なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。
- (4) 選考の基準となる項目  
山口県の県有施設に設置する自動販売機の設置業者の選定に当たっては、「山口県ふるさと産業振興条例」に基づき、県産品の積極的な活用、県施策への協力などの地域貢献等、様々な要素を選考の基準となる項目とする。

## 2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (4) この公告の日から選考の日までの間のいずれの日においても県が実施する自動販売機設置業者公募への参加停止を受けていないこと。
- (5) この公告の日から選考の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (6) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (7) 山口県における県税及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を完納していること。

## 3 公募に関する事務を担当する課の名称等

山口県計量検定所  
〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31  
電 話（083）985-1710  
FAX（083）985-1711

## 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

## 5 公募参加説明書等の交付

- (1) 配布期間 令和6年12月9日(月)から令和7年2月7日(金)まで
- (2) 配布場所 県ホームページからダウンロードできる。

## 6 設置予定事業者の決定方法及び公表

### (1) 決定方法

提出された提案書等を山口県計量検定所自動販売機設置事業者選定審査委員会で総合的に審査し、最も優れた提案書を提出した者を設置予定事業者とする。

### (2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名を通知する。また、契約締結後、県ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

なお、必要に応じて、決定した設置事業者の総得点数を公表する場合がある。

## 7 その他

### (1) 選考の無効

次の提案は無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者の提出したもの
- ② 公告及び公募説明書に示した諸条件に違反した者の提出したもの
- ③ 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出したもの
- ④ F A X又は電子メールによるもの
- ⑤ 記名のないもの
- ⑥ 必要な事項を確認できないもの
- ⑦ 同一人が同一事項又は同一物件について2以上の提案をしたもの

### (4) 契約書等作成の要否 要

### (5) 契約保証金 免除する。

### (6) 行政財産使用許可

自動販売機設置に当たっては、行政財産使用許可申請を行う必要がある。また、別途、行政財産使用料を県に納入する必要がある。

### (7) 詳細については、公募参加説明書による。

設置内容一覧表

物件番号	所在地	設置場所	自動販売機設置場所の寸法		容器回収ボックス設置場所の寸法		参考データ (販売実績、職員数等)	備考 (特に附す条件等)
			幅	奥行	幅	奥行		
1	山口市鑄銭司 12361-31	計量検定所 本館棟1階軒下	1.50m 以内	1.00m 以内	0.60m 以内	1.00m 以内	職員数：14人 来庁舎数：約20人/日	

※ 自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。

(転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会)を遵守した措置を講ずることとなるため、寸法は可能な限り広く設定すること。)

※ 自動販売機の搬入、また、機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。